

豊橋市都市計画審議会会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市都市計画審議会運営規程（以下「運営規程」という。）第5条第2項の規定に基づき、会議の公開に伴う傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 公開と決定した会議を傍聴しようとする者は、当該会議の開催予定時刻までに傍聴受付で氏名、住所等を記入しなければならない。

2 前項の傍聴手続は、会議の開催予定の公表に併せ、あらかじめ公表するものとする。

(傍聴の定員)

第3条 傍聴の定員は、10名程度とし、先着順により、定員を超えた場合は抽選による方法とする。ただし、会長が特別の事情があると認める者にあつては、この限りでない。

(会議資料の閲覧)

第4条 審議会は、会議資料(豊橋市情報公開条例(平成8年豊橋市条例第2号)第6条第1項各号に該当する情報が記録されている部分を除く。)を会場に備え、傍聴人の閲覧に供するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 会議を妨害し、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼすと認められる者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章等をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影等の制限)

第7条 傍聴人は、議長の許可なく写真撮影、録画及び録音を行ってはならない。ただし、あらかじめ写真撮影等の許可がされている会議にあつては、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、この要綱に違反したとき、又は会議を非公開とする決定がされたときは、速やかに退場しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月29日から施行する。

